

(新規)

第198回国会（常会）提出予定法案

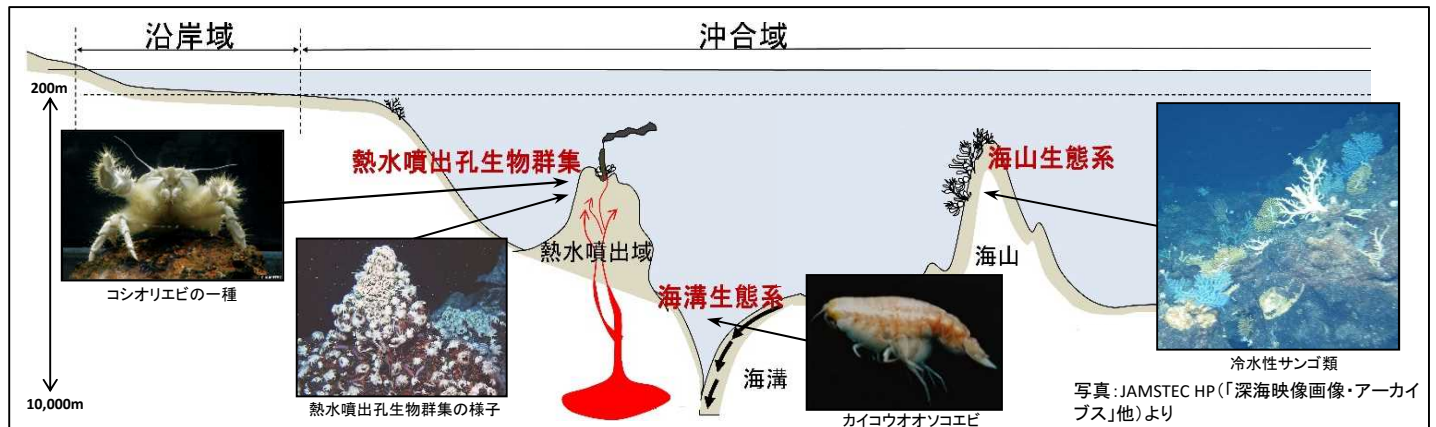
環境省 総計 2 件（うち※ 0 件, その他 2 件）

予算 関連	件 名	要 旨	備 考
	自然環境保全法の一部を改正する法律案	沖合の海底の自然環境の保全を図るため、沖合海底自然環境保全地域（仮称）の指定及び当該地域内における海底の形質を変更するおそれがある特定の行為に対する許可制度の創設等の措置を講ずる。	・ 3月上旬提出予定
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	フロン類の排出抑制のため、フロン類を使用する製品の廃棄や建築物の解体等に際してのフロン類の回収を確認するための書面の交付、保存等の措置について定めるとともに、フロン類の引渡義務に違反した者への罰則の創設、都道府県による立入検査の対象の拡大、都道府県による排出抑制の推進に関する協議会の設置等の措置を講ずる。	・ 3月中旬提出予定

背景

- 我が国は世界有数の広大な管轄海域を有する海洋国家であり、沖合域には海山、熱水噴出域、海溝等の多様な地形等に特異な生態系や生物資源が存在している。
- 国際的には、海洋の産業利用が進む中、海洋環境の保全が潮流となっており、我が国が主導した愛知目標等の国際目標を踏まえ主要国でも海洋保護区の設定が加速している。（愛知目標では、海域の10%を海洋保護区に設定することとなっており、我が国では沿岸域を中心に8.3%が設定。）
- 国内においては、第三期海洋基本計画（2018年5月閣議決定）に沿って、沖合域において保護区の設定を推進し、保全と利用を両輪で進めていく方針。
- このため、自然環境保全法に基づく新たな保護区制度を創設し、現在有している科学的知見を基礎に予防的広がりをもって保護区を指定し、順応的管理を行うこととし、ポスト愛知目標等の国際的な議論にも積極的に貢献していく。

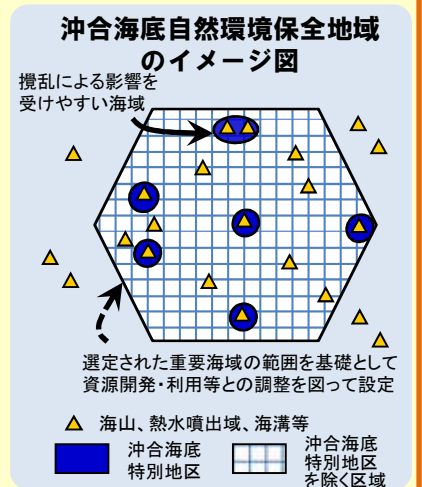
＜保全対象（沖合海底域の生態系その他の自然環境）のイメージ＞



主な改正内容

- 沖合海底自然環境保全地域制度を創設する。
 - ・環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底自然環境保全地域を指定する（指定の際には、中央環境審議会等の意見を聴くとともに、関係行政機関の長と協議を行う）。
 - ・沖合海底自然環境保全地域においては、海底の形質を変更するおそれのある鉱物の掘採・探査や海底の動植物の捕獲等に係る特定の行為を規制対象とし、沖合海底特別地区では許可制、それ以外の区域では届出制により規制する。

※ 我が国の内水及び領海（水深200メートル超の海域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚に係る海域



生物多様性の確保の一層の促進

愛知目標（2010）及びSDGs（2015）において、2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することが目標として位置付けられており、この目標の達成にも資する。

※ 沖合海底自然環境保全地域については、科学的知見、自然的社会的状況の変化等を踏まえ順応的な見直しを行うこととする。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の概要

現行法の概要

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類を使用する業務用冷凍空調機器について、廃棄時のフロン類の充填回収業者への引渡し等を義務付け。

現状

- ◆ 機器廃棄時のフロン回収率は10年以上**3割程度に低迷し、直近でも4割弱に止まる。**
- ◆ 地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)の目標達成には、**対策の強化が不可欠。**



主な改正事項

回収率向上のため、**関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。**

建物解体時にフロン類の回収がされず放置されている業務用エアコン

【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
 - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入
- 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の送付を義務付け (充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
 - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
 - 解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等

【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止 (廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

2020年度に廃棄時回収率50%の達成へ